

## 令和５年度 鈴鹿市防災会議 議事録

日 時 令和５年６月３０日（金）１４時００分から１６時００分

場 所 鈴鹿市役所本館１２階１２０３大会議室

### 【出席者】出席者名簿順

会長：末松則子

委員（４１名）：本松 雅彦，井爪 宏明，宮口 友成，森上 則明，石田 久雄，石松 一崇，打田 祐希，内山 安司，岡山 弘信，奥村 玲子，角谷 良秀，加藤 正彦，川端 邦裕，北 知加子，木村 英夫，小林 孝司，高木 久代，高野 栄子，田端 泰夫，玉野 泉，南部 美智代，長谷川 友子，日置 尚代，樋口 よしゑ，前川 まゆみ，馬淵 勝臣，水木 千春，皆木 るみ子，杉野 浩二，内藤 洋，廣田 隆延，酒井 孝明，冨田 佳宏，西澤 俊一郎，坂本 悦子，村田 力，今村 隆之，中村 仁美，船入 真由美，山本 千佳子，今田 ゆき奈

### 【欠席者】

齋藤 繁雄，菅 良一，赤間 陽介，福田 和弘，山崎 正法，青木 恵津子，家田 孝，加田 潔，木村 美来，小山 悟，松井 浩行，守田 英司，山本 行子，三井 かおり

### 【傍聴者】２名

会議資料 添付書類のとおり

### 講 演

テーマ：実災害の対応を通じた自治体職員が行う災害対応のコツとは？

（人と防災未来センター リサーチフェロー 藤原 宏之 様）

### 鈴鹿市防災会議

（司 会）

- ・定刻となりましたので，只今から，事項２の鈴鹿市防災会議に移りたいと存じます。
- ・議事に先立ちまして，本会議の会長である鈴鹿市長 末松則子より，挨拶を申し上げます。

(会 長)

- ・ 鈴鹿市長 末松でございます。
- ・ 本年度の鈴鹿市防災会議の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。
- ・ 委員の皆様方には、平素より、本市の防災行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、心よりお礼申し上げます。
- ・ 今月はじめに発生いたしました台風第2号や前線の影響により、三重県内におきましても線状降水帯が発生する等、記録的な豪雨となり、東海地方をはじめ、全国各地に大きな被害を及ぼしました。
- ・ 被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈りいたします。
- ・ 本年度に入り、全国的に、震度5以上の揺れを観測した地震も相次ぎ起こっております。
- ・ 本市におきましては、幸いにして被害は発生しておりませんが、南海トラフ地震等の大規模地震や、各地で頻発している風水害や土砂災害に備えて、更なる防災力の強化を図ることは喫緊の課題となっております。
- ・ 本防災会議では、様々な分野や立場の方から、広く防災に関する意見をお聞きさせていただき、防災会議の委員の皆様方と連携を図ることによって、本市の防災力の向上に繋がっていくものと考えております。
- ・ 本日の防災会議におきましては、委員の皆様からの、忌憚のない御意見をいただければ幸いです。
- ・ 最後になりましたが、災害に強い、安全で安心なまちづくりに向けまして、引き続き、皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

(司 会)

- ・ 本来であれば、ここで御出席いただいている委員の皆様の御紹介をさせていただくところではございますが、時間の都合上、お手元の出席者名簿により、御紹介とさせていただきます。
- ・ 本会議の出席者数の御報告ですが、防災会議委員総数55名のところ、出席者数41名、欠席者数14名でございます、会議の委員の過半数の御出席をいただいておりますので、鈴鹿市防災会議運営要綱第4条第2項の規定に基づき、本会議は、成立するものといたします。
- ・ 本日の傍聴者は、2名となっております。
- ・ これより本日の議事に入らせていただきます。
- ・ これからの議事の進行につきましては、鈴鹿市防災会議運営要綱第4条第1項の規定に基づき、会長である市長が会議の議長を務めることになっており

ますので、宜しくお願いいたします。

(会 長)

- それでは、私が議長の任を務めさせていただきますので、議事の進行に御協力をお願い申し上げます。
- なお、御意見、御質問の際には、挙手をして、所属、お名前をあわせて、御発言をお願いいたします。
- では、お手元の事項書に従いまして、進めて参りたいと存じます。
- 議案 1 「鈴鹿市地域防災計画の修正について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

- それでは、事務局の防災危機管理課伊藤から議案 1 「鈴鹿市地域防災計画の修正について」について説明いたします。
- 鈴鹿市地域防災計画の本編は、3 部構成となっております。第 1 部に計画の概要、第 2 部に風水害等の対策、第 3 部に地震・津波対策をそれぞれ記載しております。
- 第 2 部と第 3 部は、それぞれ対象とする災害は異なりますが、対策内容の多くは重複しております。
- 防災会議で御審議いただく部分は、この第 1 部から第 3 部までの本編部分でございます。
- それでは、本日の議案である鈴鹿市地域防災計画の修正について、内容の説明に移らせていただきます。
- 説明に当たりましては、当日配布資料のパワーポイント資料を使用いたしますので、御用意をよろしくをお願いいたします。
- それでは、分野 1 の「法改正への対応」から説明させていただきます。
- 資料⑥鈴鹿市地域防災計画（本編） 修正概要 リスト（分野別）の一番左の欄に記載している整理番号の順番で説明いたします。
- まずは、整理番号 1 の修正につきましては、災害の大規模化・激甚化により政府への支援ニーズが高まっていることを受け、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、内閣府に設置する災害対策本部が従来の緊急災害対策本部、非常災害対策本部に加え、特定災害対策本部を新たに設置することとなりましたので、国の指示を出す対策本部に特定災害対策本部を加える修正を行おうとするものでございます。
- それでは、分野 2 の「国の防災基本計画修正への対応」でございます。
- それでは、整理番号 2 の修正につきまして説明いたします。

- ・こちらは、国の防災基本計画に、人工呼吸器や吸引器などを使用する医療的ケアが必要な方々が停電時にも継続的に医療機器を使うことができるよう配慮する旨が記載されましたので、同様の修正を行おうとするものでございます。
- ・本市では、発電機や蓄電池を備蓄し、一部の避難所には停電時電源切替装置を設置しているほか、協定により民間事業者等から電気自動車、発電機、蓄電池等の資機材の提供やガソリンやLPガス等の燃料の供給を受ける体制を整えることで電源確保を進めております。
- ・また、人工呼吸器の非常用バッテリーは、障がいをお持ちの方への日常生活用具の給付対象としております。
- ・続きまして、整理番号3と9の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、被災した自治体が復興期において応援職員を確保するために総務省が創設した職員派遣制度の活用できるようになったことが、国の防災基本計画に追記されましたので、必要に応じて、当該制度を利用できるよう、修正を行おうとするものでございます。
- ・本制度は、都道府県等が技術職員を確保、登録し、大規模災害時に派遣を行うというものでございます。
- ・続きまして、整理番号4の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、令和3年8月に発生した海底火山の噴火に伴い全国の港湾等に軽石が漂着したことを受け、国や県、地方自治体が一体となって復旧を行ったことを取りまとめた資料でございます。
- ・これを受け、国の防災基本計画において、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めることが、漁港管理者等である鈴鹿市にも努力義務が課せられたことにより、本市の計画にもその旨を追記する修正を行おうとするものでございます。
- ・なお、回収方法につきましては、国の方でワーキンググループやアイデアを広く一般から募るなどをし、海上や陸上からの回収技術の検討が行われ、多くの回収方法の整理検討がなされました。
- ・続きまして、整理番号5の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、自治体の防災の現場で即戦力となる者として気象庁が委嘱した防災の知見を兼ね備えた気象の専門家である気象防災アドバイザーの活用でございます。
- ・本市では、災害時に津地方气象台やウェザーニューズ等の専門的な知見を避難情報の発令に際し、従来から活用して参りましたが、よりきめ細かな支援を期待することができる気象防災アドバイザーにつきまして、活用を検討する旨を記載する修正を行おうとするものでございます。

- ・また、こちらの制度は、任用形態が様々ございまして、災害時の活用のみならず、市民への啓発や防災訓練、職員研修にも活用が可能となっております。
- ・続きまして、整理番号6の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、災害時に県や他市町村だけでなく、NPOやボランティアなどにも外部協力を得ることが重要であり、その関係性を示した図になります。
- ・大規模災害時には、行政、NPO、ボランティアなどがそれぞれの特性を活かして被災者支援をすることが一日も早い被災者の救出、被災地の復興に必要不可欠であり、本市においては、従前から協力関係の強化に努めているところではございますが、改めて市がNPOやボランティア等に協力を求めていくことについて地域防災計画に明文化する修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号7の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、救助すべき対象者を正確に把握し、救助活動を迅速化、効率化することでなるべく多くの命を助けるため、これまで搜索の基本として行方不明者の把握をしてから搜索を実施することと定めておりましたが、安否不明者の把握も搜索の基本に加えることで、より正確に救助を必要とする人が災害現場に残っているかどうかを把握できるようにする修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号7の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、大雪災害により長時間にわたり車両滞留が発生した場合の支援協力についてでございますが、本年1月にも本市を通る新名神高速道路で大雪による車両滞留が発生し、解消に約28時間を要したとされております。
- ・三重県では、雪害時の車両の乗員保護について、中部地方整備局、中部運輸局、三重県、中日本高速道路株式会社で構成する現地対策調整班を設置することとしておりますが、本市も関係機関と連携の上、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援を行うこととする修正を行おうとするものでございます。
- ・本年の1月の大雪災害による通行止めの際も、本市から三重県に支援の必要の有無について確認を行っております。
- ・続きまして、整理番号10の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、南海トラフ地震臨時情報の巨大地震警戒が発表された際に、高齢者等事前避難対象地域における車両の通行を極力抑制するというものでございますが、まず、南海トラフ地震臨時情報の巨大地震警戒とは、南海トラフ付近で異常な現象が発生した場合に、国で調査を行い、気象庁が発表するものでございます。
- ・この情報が発せられますと、鈴鹿市では、高齢者等の避難に時間を要するとする一部の地域に高齢者等避難を発令します。

- ・これは、西側で発生した地震に連動して、東側でも大規模地震が想定される状況であるため、時間を要する方は早めに津波から避難していただくために発令するものでございます。
- ・これに伴い、避難者の避難を円滑かつ安全に行うため、市民の皆様や各事業所の車両の通行を極力抑制するよう努めることとする修正を行おうとするものでございます。
- ・当然ながら、足が悪いなどの理由で避難に車両が必要な方の使用を妨げるものではございません。
- ・むしろそういった方の避難を円滑に行うための措置となっております。
- ・続きまして、分野3の「県の地域防災計画修正への対応」でございます。
- ・続きまして、整理番号11の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、災害対応力を強化するためには男女共同参画の視点、女性の視点が重要不可欠だとする防災・復興ガイドラインが令和2年5月に内閣府から示されました。
- ・本市においても災害対応における女性の視点の重要性は従前から認識し、この防災会議の女性比率も40%以上を保ち続けるなど意思決定段階からの女性参画を重要視しております。
- ・防災分野における男女共同参画を今後もさらに強化していくに当たり、県の地域防災計画において、訓練に男女共同参画の視点を取り入れるという修正されたことを受け、本市においても同様の修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号12の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、三重県地域防災計画において、これまで土砂災害危険箇所と記載していたものを土砂災害警戒区域等の表記に改めるに併せまして、本市の地域防災計画においても同様の表記修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、分野4の「関係機関からの修正事項提出への対応」でございます。
- ・第1部鈴鹿市地域防災計画 第1章総則 第3節修正において、各防災関係機関は、関係ある事項について、計画修正案を鈴鹿市防災会議に提出するとされております。
- ・分野4は、その規定に基づき、津地方気象台様から修正事項として提出いただいたものでございます。
- ・続きまして、整理番号13～19の修正につきまして説明いたします。
- ・修正内容は大きく2点あり、表記を改めるもの、古い内容を新しい内容に更新するものがございました。
- ・なお、具体的な修正内容につきましては、新旧対照表が御確認ください

ようお願いいたします。

- ・続きまして、分野５の「非常配備に関する修正」でございます。
- ・整理番号２０の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、長周期地震動に関係する修正となっており、まず、長周期地震動についての説明をさせていただきます。長周期地震動とは揺れが１往復する周期が長い地震動でございます、この長周期地震動は、短い周期の波に比べて減衰しにくいため、遠くまで伝わります。
- ・そして、建物には固有の揺れやすい周期があり、地震波の周期と建物の固有周期が一致すると共振して、建物が大きく揺れます。
- ・高層ビルの固有周期は低い建物の周期に比べると長いため、長周期の波と「共振」しやすく、共振すると高層ビルは長時間にわたり大きく揺れることとなります。
- ・これが長周期地震動でございます。
- ・これに対し、気象庁では、令和５年２月から緊急地震速報の配信対象地域に、高層階を大きく揺らす「長周期地震動」の影響が予想される地域を加える運用を開始いたしましたので、本市では、その対応として長周期地震動の階級３又は４の揺れがあった場合は、災害対策本部の第１非常配備とする修正を行おうとするものでございます。
- ・最後に、分野６の「避難に関する修正」でございます。
- ・続きまして、整理番号２１の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、本市では、市民の自主的な避難を促すために、避難情報を発令する前から、大雨警報等の気象警報が発表された時点で自主避難所と呼ぶ避難所を開設しておりました。
- ・そして、コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症対策として避難所の密を防ぐために通常２７か所の自主避難所に６つ加えて、３３か所の避難所を初期の時点から開設しておりました。
- ・本年５月に新型コロナウイルス感染症が２類から５類に移行したことを受け、感染症対策として追加していた６つの避難所を自主避難所から除外するとともに、令和５年度からは感染症のみならず、避難所の混雑具合などの観点も含めて、災害対策本部が必要と判断した避難所を順次追加で開設できるような修正を行おうとするものでございます。
- ・続きまして、整理番号２２の修正につきまして説明いたします。
- ・こちらは、避難所設置の際の市の対応について、避難所の設置を公表し、避難所に市職員を配置するという表記に改める修正を行おうとするものでございます。
- ・以上、６分野２２点が事務局からの修正点の説明でございます。よろしくお

願いいたします。

(会 長)

- ・ただ今、議案 1 「鈴鹿市地域防災計画の修正について」、事務局から説明がございました。
- ・このことに関しまして、御意見、御質問がございましたら願いいたします。
- ・特に御意見、御質問もないようですので、鈴鹿市地域防災計画の修正に関する議題につきましては、本会議として原案どおり承認いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。
- ・御異議がないようですので、修正案を承認いたします。
- ・ありがとうございます。
- ・続きまして、議案 2 「鈴鹿市水防計画の修正について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・それでは、議案 2 「鈴鹿市水防計画の修正について」説明させていただきます。
- ・資料⑧の 7 ページを御覧ください。
- ・今回は、7 ページ下の表「ウ 知事が水防警報を発する海岸及び区域」の記載を追加する修正を行おうとするものでございます。
- ・この水防警報は、水防活動のトリガーの 1 つとなるものでございまして、水防法第 16 条第 1 項に基づき、国土交通大臣や都道府県知事が発するものでございます。
- ・令和 5 年に三重県が水防法の規定に基づき、伊勢湾沿岸を、高潮により相当な損害が生ずるおそれがある海岸（水位周知海岸）として指定し、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位として、「高潮特別警戒水位」を三重県水防計画に定め、令和 5 年度より運用したことを受けまして、その海岸及び区域について、鈴鹿市水防計画にも反映する修正を行おうとするものでございます。
- ・事務局からは以上でございます。

(会 長)

- ・ただ今、議案 2 「鈴鹿市水防計画の修正について」事務局から説明がございました。
- ・このことに関しまして、御意見、御質問はございますか。
- ・特に御意見、御質問もないようですので、鈴鹿市水防計画の修正についての

議題は、本会議として原案どおり承認いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

- ・御異議がないようですので、修正案を承認いたします。
- ・ありがとうございます。
- ・以上、本日の２つの議案に対しまして皆様の御協力により議事を無事に終了することができました。
- ・これをもって議長の任を解かせていただき、事務局に進行を返させていただきます。
- ・議事進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

(司 会)

- ・末松会長ありがとうございました。
- ・皆様どうもありがとうございました。
- ・本日の会議録につきましては、所定の手続きを経た後に、できるだけ速やかに市のホームページにて公表いたしますので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。
- ・それでは最後の事項としまして「その他」で事務局から何かありますでしょうか、御出席の皆様から何かございますでしょうか。
- ・ないようですので、本日の事項をすべて終了といたします。
- ・最後になりましたが、御多忙の中、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。
- ・今後も本市の防災・減災対策の取り組みに御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和５年度鈴鹿市防災会議を閉会いたします。
- ・本日は、誠にありがとうございました。

(会 長)

- ・本日は御多忙の中、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、議論に参加していただきまして、誠にありがとうございました。
- ・おかげさまで、本年度の鈴鹿市地域防災計画の修正及び鈴鹿市水防計画の修正が、無事に完了いたしました。
- ・今後においても、本計画は、毎年検討を加え、継続的に修正を行っていく必要がございます。
- ・最後になりましたが、今後も本市の防災の推進に御協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。
- ・本日は、誠にありがとうございました。